



## ICカード乗車券取扱約款(こてんバス編)

### 第1章 総則

#### (この約款の目的)

第1条 この約款は、こてんバス株式会社(以下「当社」といいます。)が、ICカードを媒体とした乗車券及びストアードフェアカード(以下「ICカード乗車券」といいます。))による当社路線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

#### (適用範囲)

第2条 高松琴平電気鉄道株式会社が発行するICカード乗車券(以下「IruCa乗車券」といいます。))による当社路線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後のIruCa乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。別に定めるもの主なものは、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款(昭和62年4月1日実施)があります。

#### (用語の意義)

第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 「当社路線」とは、当社の経営する全路線をいいます。
- 「SF(ストアードフェア)」とは、IruCa乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。
- 「IruCa」とは、ストアードフェアカード(切符を購入するのではなく、リーダーライターで直接運賃の支払を行うカード)の機能のみをもつICカード乗車券をいいます。
- 「IruCa定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、高松琴平電気鉄道株式会社が発行する電車定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつICカード乗車券をいい、当社はSF部分のみ利用できます。
- 「リーダーライター(R/W)」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするため乗車口に設置したもの(以下「乗車 R/W」といいます)と降車処理をするため降車口の運賃箱に組み込まれて設置したもの(以下「降車 R/W」)があります。
- 「チャージ」とは、IruCa乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- 「デポジット」とは、返却することを条件にICカード乗車券の利用権の代価として收受するものをいいます。

#### (IruCa乗車券の種類)

第4条 当社で利用できるIruCa乗車券の種類は別表1に定めるものとします。

#### (契約の成立時期及び適用規定)

第5条 IruCa乗車券による契約の成立時期は、IruCa乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の乗車 R/W で乗車処理をしたときとします。

#### (約款の変更)

第6条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

#### (旅客の同意)

第7条 旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

#### (利用エリア)

第8条 IruCa乗車券の利用エリアは当社全路線とします。

#### (使用方法)

第9条 IruCa乗車券を用いて乗車するときは乗車 R/W で乗車処理を行い、降車するときは降車 R/W で降車処理を行わなければなりません。

#### (発売箇所)

- IruCaの発売はIruCa取扱い窓口で行います。
- 当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがあります。

#### (制限事項等)

第11条 1回の乗車につき、2枚以上のIruCa乗車券を同時に使用することはできません。

2 乗車時に使用したIruCa乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該IruCa乗車券で再び乗車することはできません。

3 次の各号の1に該当する場合には、IruCa乗車券は直接リーダーライターで使用するできません。

- 乗車時にSF残額がない(0円)とき
- 降車時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- 「IruCa乗車券の破損、リーダーライターの故障等」によりIruCa乗車券の内容の読み取りが不能となるとき
- 偽造、変造又は不正に作成されたIruCa乗車券を使用することはできません。

#### (制限又は停止)

第12条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
- 乗車区間・乗車経路・乗車方法・降車方法の制限
- 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示します。
- 本条に基づきサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

#### (ICカードの所有権)

第13条 IruCa乗車券に使用するICカードの所有権は発行元である高松琴平電気鉄道株式会社に帰属します。

2 IruCa乗車券が不要となるとき及びそのIruCa乗車券を使用する資格を失ったときは、ICカードを返却しなければなりません。

3 高松琴平電気鉄道株式会社の都合により、予告なく貸与したICカードを交換することがあります。

#### (デポジット)

第14条 当社はIruCa乗車券を発売するにあたり、高松琴平電気鉄道株式会社が発行するICカードを旅客に貸与するものとす。この場合、デポジットとしてICカー1枚につき500円を收受します。

2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更することがあります。

3 IruCa乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第15条、第24条、第25条に定める場合を除き、当社は発売時に收受したデポジットを返却します。

4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

#### (IruCa乗車券の失効)

第15条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はIruCa乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの

取扱いが行われない場合にはIruCa乗車券は失効します。

2 前項より失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

### (チャージ)

第16条 旅客はIruCa乗車券に、降車 R/W、IruCa取扱い窓口及び自動チャージ機でチャージすることができます。

2 IruCa乗車券には、別表2に定めたいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSF残額は20,000円を超えることはできません。

#### (SF残額の確認)

第17条 旅客はIruCa乗車券のSF残額をリーダーライター又は自動チャージ機及びIruCa取扱い窓口で確認することができます。

#### (SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はIruCa乗車券の利用履歴をIruCa取扱い窓口にて、次の各号に定めたとおり確認することができます。

- 利用履歴は、最近の利用履歴から 60 件までさかのぼって印字することができます。
- 利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。
- 次の場合、利用履歴の確認はできません。
  - 降車処理がされていない利用履歴
  - イ 第9条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったとき
  - ウ 26 週間を経過した利用履歴

### 第2章 IruCa(IruCa定期券のSF部分を含む)

#### (IruCa所持資格)

第19条 IruCa各種カードの所持資格は別表3に定めるとします。

2 「スクールIruCa」、「シニアIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「シニアIruCa」は、利用回数に応じた割引(以下「回数割引」といいます。)を適用した割引後の額を減額します。なお、回数割引の割引額は、片道普通旅客運賃に別表4に定める利用回数に応じた割引率を乗じ、計算で生じた10円未満の端数は切捨てます。ただし、切捨てることにより割引が生じない場合に限り切り上げます。この場合、高松琴平電気鉄道株式会社が発行する、子供用・障害者用以外のIruCa定期券のSFは、「フリーIruCa」の割引率とします。

2 回数割引の適用期間は、カード購入後の初回乗車日を割引開始日とし、その日から1ヶ月後まで割引終了日とします。更に、割引終了日を超えた初回乗車日を新たな割引開始日とし、その日から1ヶ月後までの割引終了日とします。以後、この適用期間を繰り返します。

3 回数割引の割引率を求める利用回数は、割引を受けたような乗車券を含めて積算した利用回数です。なお、割引開始日から積算を開始し割引終了日を超えた時点でそれまで積算してきた利用回数は初期化されます。

4 前項にかかわらず、割引率を変更することがあります。

5 「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」には回数割引は適用されません。

6 こてんバスは、平成16年11月24日から施行します。

一部改正 平成21年3月31日

一部改正 平成23年11月11日

一部改正 平成24年4月1日

一部改正 平成26年10月1日

一部改正 平成29年10月1日

一部改正 平成31年3月2日

一部改正 令和2年12月1日

一部改正 令和3年10月1日

一部改正 令和3年10月1日

一部改正 平成21年3月31日

一部改正 平成23年11月11日

一部改正 平成24年4月1日

一部改正 平成26年10月1日

一部改正 平成29年10月1日

一部改正 平成31年3月2日

一部改正 令和2年12月1日

一部改正 令和3年10月1日

一部改正 令和3年10月1日

一部改正 平成21年3月31日

一部改正 平成23年11月11日

一部改正 平成24年4月1日

一部改正 平成26年10月1日

一部改正 平成29年10月1日

一部改正 平成31年3月2日

一部改正 令和2年12月1日

一部改正 令和3年10月1日

一部改正 令和3年10月1日